

## こんなときどうするの？ どうなるの？ ④

台風などのニュースで「避難勧告」、「避難指示」という言葉を耳にします。これらの違いをよく理解し、自らの身を守りましょう。

【ご質問】 「避難勧告」や「避難指示」とはどのようなものですか？

【お答え】 災害時や災害の危険性が高まった場合に、住民が適切な避難行動を取ることができるよう、町長が災害対策基本法に基づき発令するもので、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」があります。

「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された際は、高齢者など避難行動に時間を要する方は避難行動を開始する必要があります。その他の人は避難の準備を整えとともに、状況によっては自発的に避難を開始してください。

「避難勧告」が発令された際は、速やかに避難してください。

「避難指示（緊急）」が発令された際は、いつ災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっているので、緊急に避難してください。状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発せられるものです。

これらは必ずしも段階的に発令されるものではありませんし、これらの情報が発令されていなくても身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

なお、避難は避難場所に逃げることを指すものではありません。外出することでかえって危険が及ぶ状況では（少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として）自宅内のより安全な場所にいる判断をすることも重要です。

あらかじめ避難場所や避難経路などについて考えておくことが必要ですが、臨機応変の対応を取ることも大切です。



■問い合わせ	久賀総合支所	(79) 1000
	大島総合支所	(74) 1001
	東和総合支所	(78) 1110
	橋総合支所	(77) 5500

### 早めのライト点灯・反射材着用促進を

山口県では、例年、夜間に反射材を着用していない歩行者と、前照灯を下向きにして走行している車が衝突する事故が多発しています。柳井署ではこのような事故を防ぐため、「反射材・ハイビーム活用促進県民運動」を推進し、夜間の「反射材の着用」と、「原則ハイビーム走行」という意識付けを図っています。

ドライバーは、ライトを上手に活用し、歩行者は反射材を着用し、交通事故を防止しましょう。

#### ○歩行者の方は・・・

夜間、早朝に限らず、夕方から外出する際も、日没に備えて必ず反射材を着用しましょう。反射材を着用すると、着用していない場合と比較すると約2倍以上の視認距離を確保することができます。

#### ○ドライバーの方は・・・

早めのライトの点灯を心掛けることで、周りの危険をいち早く発見できます。

また、ライトをこまめに切り替えることも、歩行者等の早期発見に大変効果的です。

対向車のいない夜道では、基本的にライトは上向きで走行しましょう。

## や ない 警 察 署

だ  
よ  
り



#### ■問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820 (72) 0110 柳井警察署 ☎0820 (23) 0110